6　「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。

7　「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

8　「主な出資者の種別」の欄には、「国・日本銀行」、「外国法人」、「外国人等」、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国の法令に準拠して設立された厚生年金基金等」又は「その他」の種別ごとに合計した出資額について、総出資額に占める割合が大きい順に上位３位の種別について記載すること。ただし、総出資額に占める割合が百分の五以下である場合には記載を要しない。

なお、出資者の種別の定義は以下のとおりとする（９において同じ。）。

「国・日本銀行」

法第２条第31項第２号又は第３号に掲げる者をいう。

「外国法人」

法第63条の８第２項第１号に掲げる外国法人をいう。

「外国人等」

第246条の10第１項に規定する外国に住所を有する個人、令第17条の13の５第３項第１号若しくは第２号に掲げる者又は第246条の10第３項第４号若しくは第５号に掲げる者をいう。

「金融商品取引業者等」

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下８及び９において「定義府令」という。）第10条第１項第１号及び第２号に掲げる者又は定義府令第23条第９号に掲げる者（居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第５号前段に規定する居住者をいう。以下８において同じ。）に限る。）をいう。

「金融機関等」

定義府令第10条第１項第４号、第５号、第７号から第17号まで、第19号及び第21号に掲げる者、定義府令第23条第２号から第５号までに掲げる者（居住者に限る。）又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成９年大蔵省・農林水産省令第１号）附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第１項の特定承継会社をいう。

「投資事業有限責任組合」

定義府令第10条第１項第18号に掲げる者をいう。

「事業法人等」

令第17条の13の５第３項第３号に掲げる者、定義府令第10条第１項第20号、第23号イ若しくは第23号の２に掲げる者（第23号イに掲げる者にあっては、居住者に限る。）又は定義府令第23条第１号若しくは第６号から第８号までに掲げる者（居住者に限る。）をいう。

「個人」

定義府令第10条第１項第24号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。

「外国の法令に準拠して設立された厚生年金基金等」

第246条の10第２項第２号に掲げる者をいう。

「その他」

上記の種別のいずれにも該当しない者をいう。